

2022年11月30日

自治会改善ボランティアの制度設計

SKP 事務局

1. はじめに

桜台自治会は、昭和56年11月自治会創設以来、自治会活動は役員輪番制や特徴的な専門部活動を中心に、自治会活動に協力的な会員に支えられ発展してきた。

高齢化率50%と住民の高齢化が進む中、身体的な理由で自治会活動に参加困難な高齢者が増えており、現在、役員輪番制は維持されてはいるが、近い将来理事や班長の役員を辞退する人が増えて、役員輪番制の崩壊が危惧されている。

また、副会長や地区長の常務役員の成り手が不足し選任が困難になってきており、常務役員の業務負荷の低減や、役員の負荷の大きい夏祭りやフェスティバル等の見直し改善が求められている。

桜台自治会は高齢化が進んで創立以来最大の困難な時期を迎えており、新たな視点に立って自治会活動の見直しが必要になっている。

桜台自治会では、桜台自治会改革プロジェクト(SKP)を立ち上げ、改善課題を整理したうえで検討を進めてきたが、急激に進む高齢化に対応して課題解決を図るためには、まず常務役員会の機能強化を提案してきた。

詳細は別途作成した資料「常務役員会の機能強化について」を参照のこと。

常務役員会の機能強化は、ついには常務役員の業務負荷の増加につながり、現在進めている改善と逆行するために、業務負担低減対策が必要になると考える。

そこで、常務役員とは別に、自治会活動支援に協力的な会員を集め、ボランティアとして自治会の抱える課題の改善活動等を支援する“自治会改善ボランティア”(以下JKVと呼ぶ)の制度設計について検討をした。

2. 自治会改善ボランティア(JKV)への期待

常務役員の中には自治会活動経験年数が少ない人もおり、会則では通常は2年という任期の中で、会員の高齢化に伴う改善課題を討議し改善策を提案することは簡単なことではない。

SKP 提案の常務役員会の機能強化で、常務役員の業務負荷は増加することが考えられ、その支援のために自治会改善ボランティア制度を提案する。

JKV への期待は

(1) 自治会活動に豊富な経験を持っている人や、防災、防犯、福祉等の専門性

を持っている人が、自治会改善活動に自発的、積極的に参加することで、迅速かつ適切な対応が可能になる。

(2) JKV は、会長の諮問機関的存在として、現在起こっている問題や中長期的改善課題について改善案を提案し、幅広く自治会改善活動に携わることで、短期間の役員の交代があっても、持続的に改善活動を進めることができる。

(3) 常務役員会の改善活動に関する負荷が大幅に低減する。

(4) JKV とし自治会改善活動に携わった経験が、次世代の自治会を背負って立つ人の育成につながる。

3. 自治会改善ボランティア(JKV)の会則上の位置づけ

JKV は、会則、第五章 付則 第 29 条(顧問)の顧問に相当し、条文によれば、「顧問委嘱に関する権限は本部役員会が有し、会長が委嘱を行うこととし、本部役員会は、顧問委嘱に当り、業務範囲および期間を明確にする。また、顧問は、定められた業務を誠実に実行し、その範囲を逸脱してはならない。」と定めている。

4. 自治会改善ボランティアの募集

60歳を過ぎても仕事を続け70歳近くまで働く人が増えてきたが、仕事を止めてもまだまだ元気な人が多い。その中には現役時代に自治会活動を経験した人も多く、声を掛ければもう一度自治会活動に貢献したいという人もいると聞く。また社会や会社での経験を自治会活動に生かしたい人もいるはずである。

役員輪番制では、常務役員をやってみたいと思っても、自分で名乗り出る以外に常務役員をやる機会はほとんどないため、自治会活動に参加したくてもそれが叶わない人もいる。

また、若い世代の方で自治会活動の経験はないが、是非この機会に自治会を勉強してみたいという人も JKV とし集まってもらい、自治会活動をサポートしていただきたいと考えている。

公募を前提にし、採用人数枠は5名程度とし、JKV が負担にならないように業務量に配慮する。公募人員枠を超えた場合は、経験や専門分野を踏まえて常務役員会が人選する。

公募要件は以下の通り。

- ① 自治会活動に熱意を持っている人
- ② 活動時間制約なし、空いている時間やできる範囲で参加可
- ③ 公募人員5人程度
- ④ 執務場所自治会館に用意、オンラインで在宅執務歓迎

- ⑤ パソコン技術は問わず(パソコン指導あり)
- ⑥ 必要に応じて常務役員会、本部役員会の出席可
- ⑦ 年齢、性別、自治会経験は問わず
- ⑧ 活動年数3年程度とし、欠員ができたときは公募する。活動延長の希望があった場合は常務役員会で審査を行う。

5. 自治会改善ボランティアの業務

会員の高齢化で自治会が抱えている課題の明確化や課題解決のために、JKVで改善グループを結成し改善検討を行い、常務役員会に提案する。

(1) JKV への検討の依頼、JKV における検討課題の決定は次のように行う。

- ① 常務役員会が JKV に依頼する検討課題は、常務役員会が管理する「桜台自治会改善課題一覧表」に上がっている課題で、年度活動方針に上がったものの中から選ばれる。
- ② JKV グループは、JKV グループ討議で上がった検討すべき課題があった場合は、常務役員会に提案し、常務役員会で審議した結果で検討課題とすることができる。
- ③ 本部役員会、専門部、事務局からの JKV への依頼は、一旦常務役員会で審議して、常務役員会から依頼する。
- ④ 常務役員会は JKV の業務負荷が大きくなるように配慮し、優先度の高い課題に絞って検討依頼をする。
- ⑤ JKV は依頼された課題を検討後、改善検討方法、検討期限等を常務役員会に報告する。

(2) 自治会が直面している問題の明確化と改善課題のリストアップ

JKV は防災や防犯、生活環境、高齢者支援、自治会後継者不足等の現在が抱える問題があれば、それを明確にし、「桜台自治会改善課題一覧表」に追加することを常務役員会に提案する。

(3) 自治会活動の将来予測と新たな活動に対する提案

高齢化がこれからさらに進むと桜台地区は今後どうなっていくのか、その将来予測としかるべき対応を新たな改善課題とし、「桜台自治会改善課題一覧表」に追加することを常務役員会に提案する。

6. 自治会改善ボランティア制度に対する危惧

- (1) 改善活動を通じて存在感が増して、必要以上に自治会運営に口を出すようになり、自治会運営が2重権力的構造になって、現組織での運営に支障が

生じることにはならないか。

- (2) 運営に口を出すけど、実のある改善検討提案はない存在になる可能性はないか。
- (3) 5人の JKV が予想以上に活発な活動を展開して暴走気味になり、逆にそれが自治会に新たな問題になることはないか。
- (4) 組織体制では、本部役員会が顧問委嘱に関する権限を有し、会長が業務を委嘱することになっており、会長の諮問的機関として動くことになるが、暴走の可能性はないか。
- (5) 常務役員会が公募に応じた JKV に改善業務を委嘱することを審議決定し、会長が委嘱する。委嘱は、業務範囲、業務期間を明確することで、その委嘱結果は会長が確認し、常務役員会で評価される。会則に定めるように常務役員会と会長が責任をもって管理することになる。
- (6) JKV が取り組む改善課題はすべて常務役員会で審議決定後 JMV に依頼されることで、JKV の暴走等は抑えられると考える。

以上